

## 結婚式場・披露宴会場におけるモデル約款

### ■ 本モデル約款の位置づけ

ブライダル業界におけるトラブルを未然に防ぎ、業界の信頼性を高めることを目的に、平成9年度に消費者と事業者双方の利益を考慮した「結婚式場婚式・披露宴会場における共通約款」を策定し、多くの結婚式場、ホテル、レストラン等で活用されてきました。

しかし、近年、商品・サービスが多種多様化したことにより、消費者と事業者を巡るトラブルも増加傾向にあり、平成13年4月には「消費者契約法」が施行されたことに伴い、キャンセル料の支払を中心とした契約に関するトラブルが多くなってきました。

そこで、トラブルを未然に防止するために、業界として現行の共通約款を見直し、「消費者契約法」や社会環境の変化に対応するとともに、消費者と事業者双方の信頼性を高め、消費者のご理解得られるような「結婚式・披露宴会場モデル約款」のあり方について、平成20年に調査研究したものです。

本約款はあくまでモデルですので、約款を各事業者で作成する際の参考としてください。

なお、本モデル約款の下線部分については、各事業者で具体的な日時や料金（解約料金は各事業者で算出した平均的な損害額を根拠とする）を明記してください。

### ■ 結婚式場・披露宴会場モデル約款条文

本約款は、結婚式・披露宴を行う予定であるお客様と当館との相互の信頼を高め、結婚式・披露宴を円滑に執り行うことを目的として作成されたものです。

なお、この約款の解釈・運用につきましては、お客様及び当館双方の利益を考慮させていただきます。

#### 第1条 [契約の成立]

申込者の申込書への署名及び所定の申込金の支払いをもって契約は成立いたします。

なお、申込金は挙式・披露宴の代金または解約料金の一部として取り扱います。

#### 第2条 [挙式・披露宴時間の設定と時間変更]

会場の使用時間は、あらかじめお客様と取り決めさせていただきました時間内といたします。

お客様のご都合により、あらかじめ取り決めました披露宴時間を超過した場合には、所定の超過料金を頂戴いたします。ただし、次の会場使用時間との関連で、使用時間の超過に応じられない場合もございます。

#### 第3条 [人数確定後の変更]

会場が指定した日時に最終人数を確定させていただきます。

最終人数を確定した後に、披露宴に出席されるお客様の人数が減少した場合であっても、すでに発注、その他手配が完了しているものに関しては、確定した人数分の料金を頂戴いたします。

また、すでに発注、その他手配が完了している別注品については、その料金を頂戴いたします。

#### 第4条 [お客様による衣装・引出物等の手配]

お客様のご都合により、衣装・引出物等を用意される場合には、別に定める細則により取り決めさせていただきます。

#### 第5条 [お客様による装飾・余興等の手配]

お客様のご都合により、装飾・余興等を業者に直接手配される場合には、挙式・披露宴を円滑に行うため、事前に会場との調整をお願いいたします。

## 第6条 [費用の支払期日]

挙式・披露宴のお見積金額は、会場が定める期日までに当館指定銀行口座にお振込みください。

なお、当日、飲食等の変動があった場合には、挙式・披露宴終了後に精算させていただきます。

## 第7条 [お客様による解約]

お客様が既に契約された挙式・披露宴を解約される場合には、解約料金を頂戴いたします。その額は以下の通りです。申込金は解約料金を充当します。

ここでのお見積額とは解約時点でのお見積額です。

(解約期日)	(解約料金)
① <u>前日を含む 365 日以前</u>	<u>申込金の 25%または 3 万円のいずれか低い額まで</u>
② <u>364 日目以降 180 日目まで</u>	<u>申込金の 50%まで及び印刷物等の実費</u>
③ <u>179 日目以降 150 日目まで</u>	<u>申込金の全額及び印刷物等の実費</u>
④ <u>149 日目以降 120 日目まで</u>	<u>お見積額(サービス料を除く)の 20%まで及び印刷物等の実費</u>
⑤ <u>119 日目以降 90 日目まで</u>	<u>お見積額(サービス料を除く)の 20%まで及び印刷物等の実費</u>
⑥ <u>89 日目以降 60 日目まで</u>	<u>お見積額(サービス料を除く)の 30%まで及び印刷物等の実費</u>
⑦ <u>59 日目以降 30 日目まで</u>	<u>お見積額(サービス料を除く)の 40%まで及び印刷物等の実費</u>
⑧ <u>29 日目以降 10 日目まで</u>	<u>お見積額(サービス料を除く)の 45%まで及び印刷物等の実費</u>
⑨ <u>9 日目以降前日まで</u>	<u>並びにその他外注品等の解約料の額</u> <u>お見積額(サービス料を除く)の 45%まで及び納品済み物品等の実費並びにその他外注品等の解約料の額</u>
⑩ 当日	<u>お見積額(サービス料を除く)の全額</u>
⑪ ご日程の延期につきましては、解約の場合に準じたお取り扱いとさせていただきます。ただし、ご日程の確定している延期の場合には、別に定める細則により取り決めさせていただきます。	
⑫ すでに発注、その他手配が完了している別注品については、その料金を頂戴いたします。	
<b>* <u>各事業者が具体的な日時や解約料金を設定する。</u></b> <b><u>解約料金は各事業者が算出した平均的な損害額を根拠とする</u></b>	

## 第8条 [お客様に対する解約]

以下の場合には、挙式・披露宴をご解約させていただきます。

- ① お客様が指定暴力団・暴力団員・暴力団関係団体または関係者であることが判明した場合、その他法令及び公序良俗違反のおそれがある場合
  - ② 他のお客様に迷惑のかかるおそれがある場合
  - ③ 天災その他、会場側の責任に帰することのできない事由により会場の使用ができない場合
- なお、上記の場合のご解約につきましては、ご解約にともなう損害賠償等、金銭のお支払いはいたしかねますのでご了承ください。ただし、申込金はお返しいたします。

## 第9条 [施設内における事故・盗難]

施設内において、お客様側の管理下で発生した事故・盗難につきましては、当館の故意または重大な過失がある場合を除き、当館は一切責任を負いませんので十分にご注意ください。

## 第10条 [禁止事項]

法令で禁じられている行為、公序良俗に反する行為及び他のお客様に迷惑のかかる行為は禁止します。

(禁止事項の例示)

- ①大音響を発するものの持ち込み
- ②盲導犬、介助犬、聴導犬以外のペットの持ち込み
- ③引火・発火のおそれのあるものの持ち込み
- ④悪臭を発するものの持ち込み
- ⑤危険な行為
- ⑥備品等の移動、損傷・汚損
- ⑦その他結婚式、披露宴に関する使用目的以外の利用

## 第11条 [個人情報の取り扱い]

ご予約いただいたお客様の個人情報は、当館において厳重かつ適正に管理いたします。また、以下の目的以外には利用いたしません。

- ①婚礼に関するお客様への各種ご連絡及び新商品プラン、イベント等に関する情報のお知らせ、アンケート等
- ②挙式・披露宴の運営に必要な範囲での衣装、美容着付、写真、招待状、引出物等当館と機密保持契約を締結している指定業者への連絡
- ③警察、税務署、裁判所等の公的機関からの法令に基づく権限の行使による開示請求等

## 第12条 [その他]

- ①施設及び景観の保全・維持管理等に伴い、建物・植栽・室内の装飾品・器具・備品類の変更や修繕を行う場合があります。
- ②披露宴等にご出席のお客様が、当館の駐車場をご利用される場合には、当館が定める時間までは無料です。ご使用に際しては駐車場内に駐車場利用規則を掲示してありますので、必ずお守りください。
- ③その他約款に定めのない事項につきましては、法令または一般に確立された慣習に従っていただくものとさせていただきます。

### ■ 運用に当たっての注意

- ・ 約款はお客様に読みやすくし、会場でも説明しやすくするため、文字サイズについては 10.5pt 以上とする
- ・ 本約款はあくまでモデルであることから、人数確定日や支払期日等は「会場が指定する日時」など、解約料の割合は「△△%まで」と表現している。これらの数値は各事業者が決めるべきものであり、約款を作成する際には、「挙式・披露宴実施日の〇〇日前」「□□%」など具体的な数値を記載すること。
- ・ 約款はお客様が納得されるまで説明すること。
- ・ 「お客様による衣裳・引出物の手配」、「お客様による装飾・余興等の手配」に関する細則を定め、お客様のご都合で用意されることの可否、持込み料等を明確にすること。

### ■ 解約料に係る平均的な損害額

- ・ 各事業者において平均的な損害額を定めること  
なお、本モデル約款では、次のように算出している。  
平均的な損害額 = 逸失利益 (利益の機会損失) + 実費  
逸失利益 = 結婚式が実施された場合に想定される利益 × 非再販率  
実費 = 解約の時点で既に発生した実費 (取引事業者への解約料、解約不能な発注済み物品を含む)